

令和 7 年 度

熊 取 町 教 育 方 針

熊取町教育委員会

目 次

策定にあたって	1
I 令和7年度 教 育 方 針	2
1 学校教育	2
2 社会教育	4
II 令和7年度 取組内容	
1 学校教育の取組内容	
(1) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と学力の向上	6
(2) 生命や人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性の育成	
① 道徳教育	8
② 人権教育	8
③ 支援教育	9
④ 健康教育	10
(3) 社会の一員としての自覚と規範意識の醸成	
① 生徒指導	12
② 進路指導	13
(4) 教職員の資質能力の向上	14
(5) 学校運営体制の充実と開かれた学校づくりの推進	15
(6) 児童生徒の安全確保	16
(7) 教育の環境や条件の整備	17
2 社会教育の取組内容	
(1) 生涯学習の推進	18
(2) 文化・芸術の振興と充実	19
(3) 生涯スポーツの推進	20
(4) 図書館サービスの充実	21

策 定 に あ た っ て

熊取町教育委員会では、熊取町教育大綱を受け、どのような時代にあっても「自立した一人の人間」として、心豊かにたくましく生き抜くことのできる人材の育成をめざしている。

学校教育においては、2017年告示の学習指導要領に示されている「主体的、対話的で深い学び」の視点に立った授業を通して資質・能力を身につけ、生涯にわたって積極的に学び続けることを目標とし、児童生徒一人ひとりに、社会の加速度的な変化に対応できる‘生きる力’を育み、持続可能な社会の実現に向けて、環境や人権・開発などの課題を主体的に考え、他者と協働しながら行動できる人を育成する「持続可能な開発のための教育（ESD）」をさらに進めていくことが重要である。

社会教育においては、人生100年時代の到来を見据え、住民一人ひとりが生涯にわたり学び続け活躍できる環境づくりに対応するため、令和4年度に策定した「熊取町第4次生涯学習推進計画」改訂版に基づき、多様化する住民一人ひとりの学習ニーズや地域課題に対応するため、庁内関係部局をはじめ、町内大学や企業等とも連携・協働し、誰もが学ぶことができるような講座等の開設や学習環境の整備を行うとともに、世代や実情に応じたさまざまな方法による情報発信により、さらなる学習機会の提供を行う。

また、地域における学習活動が活性化するための担い手づくりが必要となることから、住民が自発的・主体的に学習活動に取り組み、学習や交流を通じた地域とのつながりを強め社会参加につながる仕組みづくりが重要である。

教育委員会では、熊取町教育大綱に定める「教育の基本的な理念」と「取組方針」を踏まえ、従前から取り組んできたESDを更に効果的に推進することを柱とする令和7年度の「教育方針」を策定した。この方針に基づき、学校（児童生徒、教職員）・家庭・地域の価値観や行動の変容を引き出す取り組みや、知識・理解に留まらず、様々な問題を「自分の問題」として行動し、自ら考え将来を生き抜く力をもてる人材の育成を図るなど、適時適切にその進捗状況を点検・評価し、本町教育の充実に努めていく。

令和7年3月

I 令和7年度 教育方針

1 学校教育

（１）基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と学力の向上

学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度を養う。

また、1人1台端末を日常的かつ効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行い、「確かな学力」の育成を図る。

（２）生命や人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性の育成

自他の人権を尊重しながら、社会の一員としての自覚をもって主体的に行動できる児童生徒を育成するため、あらゆる教育活動において、人権教育を計画的・総合的に推進する。

他者との協働や対話の中で、多様な価値観にふれながら豊かな人間性を育むとともに、自ら考え、よりよい方向をめざす資質・能力を育成するため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進と体験活動の充実を図る。

また、一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援を行うとともに、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。

（３）社会の一員としての自覚と規範意識の醸成

多様な他者との協働や対話が必要な体験活動の充実を図るとともに、あらゆる教育活動を通して、児童生徒一人ひとりの生命の大切さや善悪の判断など人間としての基本的な倫理観や規範意識、人権感覚の育成に努める。

また、いじめ、問題行動、不登校などの諸課題に対応するため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等を活用し、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことのできる生徒指導体制や相談体制の充実にも努める。

（４）教職員の資質能力の向上

教職員としての責務を自覚し、市民の信頼に応えられるよう、児童生徒に敬愛される豊かな人間性を培うため、組織的・継続的に教職員研修を実施し、「学び続ける」教職員の育成及び人権感覚や人権意識の育成に努める。

また、主体的に学び、行動できる児童生徒を育成するため、教職員自身も主体的に考え、互いに学び合うことにより、児童生徒自らが学びに向かうための支援者（ファシリテーター）としての役割を果たせるように努める。

（５）学校運営体制の充実と開かれた学校づくりの推進

家庭や地域の教育的ニーズや、今日的な教育諸課題への対応を視野に入れ、校長のリーダーシップのもと、学校運営体制の充実を図り、学校の組織力の向上に努める。

また、学校の取組みについて保護者や地域住民に幅広く積極的に情報発信等を行うとともに、学校運営協議会における取組を参照し、保護者や地域社会の意見を学校運営に反映するなど地域とともにある学校づくりのさらなる充実に努める。教員が、教員でなければならないことに全力投球できるよう、「町立学校における働き方改革の進め方」（令和４年６月）に基づく取組みを着実に進めていく。教育にかかる情報資産の適切な管理体制の確立と管理責任を明確化するため策定した教育情報セキュリティポリシーに基づき、具体的な手順をマニュアル化した実施手順を各校において策定する。

（６）児童生徒の安全確保

保護者や地域の関係団体などの協力を得て、地域と一体となって通学路の安全対策など児童生徒の安全確保の方策を講じるとともに、安全教育や防災教育を推進し、児童生徒がさまざまな危険に対して適切に対応できる能力を育成する。

（７）教育の環境や条件の整備

少子化の進行や老朽化する学校施設の現状を踏まえ、今後の学校施設の在り方を見据えた検討を行うとともに、安全・安心の確保に向けた学校施設の整備を計画的に進める。

その中でも特に児童生徒が、将来にわたって快適な学校生活が送れるよう、校舎増築工事、体育館空調整備工事、LED 照明設置業務設計などを進めていくとともに、安全・安心な教育環境の確保のために、校門整備工事設計など経年劣化が進む施設を整備していく。

また、令和２年度に整備した１人１台端末が耐用年数の５年を迎えることから、すべての端末を滞りなく更新する。

安全安心な学校給食を今後も継続実施するため、適切な栄養士の配置、調理室内の衛生環境や労働環境の維持改善に向けた取組みを進める。

また、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行い、児童生徒がひとしく義務教育を受けることができる条件を確保する。

2 社会教育

（１）生涯学習の推進

生涯学習を取り巻く社会課題の現状把握及び整理を行い「熊取町第4次生涯学習推進計画改訂版」に基づく、様々な年代の様々なニーズや現代的課題に対応した魅力ある講座運営を行い、幅広い世代に向けた学習の機会を提供する。

町内大学や企業等との連携、地域人材の活用等による幅広い世代への講座を実施する。また、世代や実情に応じた情報発信を行うなど学習機会の提供を行う。

社会的課題に応じた取組みが主体的に展開されるよう地域人材の育成に努める。

教育コミュニティづくりについては、学校・家庭・地域をつなぐ人材確保に努め、コミュニティスクール（学校運営協議会）と連携した子どもたちの安全・安心な居場所づくり、青少年の健全育成など地域が一体となる教育コミュニティづくりを進める。

教育委員会のみならず、庁内関係部局と連携を図り、人権学習や家庭教育等の推進に努める。

（２）文化・芸術の振興と充実

かむかむプラザ（公民館）では、令和6年4月のリニューアルに伴いダンスや音楽などの活動ができるようになったほか、wi-fi 機能や憩いの場が充実したことから、これまでの活動に加え、子どもから大人まで幅広い世代の方の多様なニーズに応えられるよう、利用促進を図る。

キターネホール（文化ホール）では、来場者アンケート等の結果を踏まえ、文化創造の拠点として、幅広い世代の方に楽しんでもらえる魅力ある文化芸術公演などを、引き続き実施するとともに、音響のよさをはじめとしたホールの特色を活かし、一般利用の拡大にむけた取組みを進める。

文化・芸術に関する幅広い情報を収集するとともに、ホームページやSNSなどさまざまな方法を活用し、世代や実情に応じた情報発信を行う。

指定・未指定を問わず町内において、あらゆる文化財やだんじり祭などの伝統文化の調査を行い、調査・収集した資料は「熊取町文化財保存活用地域計画」に活用するなど、令和8年度の策定に向け、引き続き取組みを進める。

住民団体・関係機関等との協働による事業を進め、多様な学習機会を提供することで、気軽に集い・学べる居心地の良い場所づくりを推進する。

住民が安全に安心して活動できるよう、施設の適切な維持管理に努めるとともに、より効率的な施設運営を行う。

文化・芸術の裾野を広げる活動への支援を行い、文化芸術への関心を高める。

（３）生涯スポーツの推進

住民ニーズに応じたスポーツ教室や、スポーツ関係団体の支援、育成、身近でハイレベルな競技や試合を観ることができる大会の招致など、スポーツに親しむ機会及びスポーツへの興味・関心、参加意欲を持つ機会の充実に取り組む。

また、世代を問わず誰もが気軽に楽しめるスポーツイベントとして「くまとりスポーツフェスティバル」を開催し、生涯スポーツの推進を図る。

町内大学や企業等と連携したイベントの実施やスポーツ指導者の確保、養成に努める。

総合体育館の大規模改修工事については、令和7年度・8年度の2か年にわたり進め、施設の安全性と利便性の向上につなげるとともに、令和8年度からの5か年にわたる次期指定管理者の選定を行う。

（４）図書館サービスの充実

地域を支える情報拠点として、新鮮で適切な蔵書構成の維持に努め、地域の情報を収集するとともに、住民の関心を高めるように図書館サービスや取組み等について積極的な情報発信を行う。また、いつでもどこでも誰にでも図書の貸出ができる電子図書館を活用するなど、誰もが読書に親しめる環境づくりに取り組む。

住民団体・関係機関等との協働による多様な事業の実施や、さまざまな学習活動の支援を行い、学びの場づくりを推進する。

子どもの読書活動については、「熊取町第4次子ども読書活動推進計画」（令和4年度～8年度）に基づく取組みを進め、引き続き子どもの読書環境を整備するとともに、次期計画策定に向けた取組みを行う。

施設については、安全・快適に利用いただけるよう大規模改修の実施に向けた設計業務を行う。

Ⅱ 令和7年度 取組内容

1 学校教育の取組内容

(1) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と学力の向上

○「確かな学力」の育成

- ・学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度の育成
- ・児童生徒や学校、地域の実態を把握し、教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てるとともに、授業や行事等の教育活動の進捗状況等を振り返り、その改善を図りながら、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの充実
- ・児童生徒の課題意識から出発した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- ・学年ごとの到達目標や評価規準の明確化と授業改善に繋げるための指導と評価の一体化の推進
- ・「全国学力・学習状況調査」、「中学生チャレンジテスト」、「小学生すくすくウォッチ」などの分析結果を活用したPDCAサイクルの充実
- ・児童生徒の発達段階に応じた言語活動の充実と教科等横断的な視点での取組みを通じた言語能力の育成
- ・情報を安全に活用するための情報モラルやICTの基本的操作スキル等の体系的な指導を通じた情報活用能力の育成
- ・担当者会や校内研修等の定期的開催を通じた組織体制の充実

○個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

- ・家庭学習の定着と自学自習力の育成
- ・児童生徒の学習到達度の把握、効果検証と、その結果を生かした授業改善の推進
- ・1人1台端末の日常的、効果的な活用
- ・習熟度別指導等を含む指導形態や指導体制、指導方法の工夫・改善の推進
- ・保・幼・こ・小・中間の連携による情報交換など計画的・組織的な研究交流の推進
- ・日本語指導が必要な児童生徒に対する教育的ニーズに応じた支援
- ・障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実
- ・不登校児童生徒のニーズに応じた支援の推進

○社会の変化に主体的に対応し行動できる力の育成をめざした教育活動の推進

- ・環境、福祉、国際理解、平和教育など現代的な課題に対する地域や学校の特色を生かしたE S Dの推進
- ・体験的、問題解決的な学習形態の重視
- ・ALT（外国青年英語指導助手）や専科教員を活用した小中学校外国語教育の推進
- ・小学校における体験を通じた「プログラミング的思考」の育成と1人1台端末等を必要に応じて活用しながら問題を解決しようとする態度の育成
- ・自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利活用するための情報モラルの育成

○読書活動の充実と学校図書館の活用

- ・読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けることのできる読書活動の充実
- ・「読書センター」「学習・情報センター」としての学校図書館の計画的な利活用の推進と環境整備

○地域人材等との協働による学習指導の推進

- ・町内大学インターンシップ生の受入
- ・母語支援を含む学習支援ボランティア派遣事業の充実
- ・「総合的な学習の時間」などへの地域人材講師の招聘
- ・官民連携による教育活動の充実

（２）生命や人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性の育成

①道徳教育

○豊かな心を育む教育の一層の充実

- ・道徳科を要として、学校の教育活動全体で行う道徳教育の推進
- ・児童生徒の内面に根ざした道徳性を育成するための指導方法の工夫改善の推進

○道徳教育推進体制の充実

- ・道徳教育推進教師を中心とした指導体制の構築
- ・学校の道徳教育の方針に基づく全体計画、年間指導計画・別葉の見直し、道徳科と各教科、特別活動及び総合的な学習の時間との関連を意識したカリキュラム・マネジメントの実現

○道徳科の授業の充実

- ・他者との協働や対話の中で、多様な価値観にふれながら、自己の生き方について考えを深め、よりよい方向をめざす資質・能力の育成
- ・教材提示や発問、話し合いの形態や板書等の指導方法の工夫による、「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善の推進
- ・児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の把握による指導と評価の一体化の実現

○家庭や地域社会との連携を図った道徳教育の展開

- ・授業公開や地域の人々の道徳科の時間への参画
- ・ボランティア活動、自然体験活動、職場体験活動などの豊かな体験を生かす工夫

○道徳教育における重点事項

- ・自立心や自律性、自他の生命を尊重する心や思いやる心の育成
- ・伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する心の育成
- ・公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努める精神の育成
- ・国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献しようとする意欲の育成
- ・情報モラル教育の推進

②人権教育

○人権尊重の視点に立ち、一人ひとりを大切にしたい指導の充実

- ・児童生徒の発達段階や実態に根ざした体系的な指導計画に基づいた人権教育の推進
- ・日常的な人権感覚の醸成に資する取組みの推進
- ・各学校の課題を踏まえた特色ある人権学習の推進
- ・生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育の推進

- ・関係法令を踏まえ、すべての児童生徒の人権が尊重される教育の推進
- ・参加的・体験的な学習等、児童生徒が主体的に取り組み、実践力につながる指導方法の工夫・改善
- ・人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障がい者、同和問題、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育の推進
- ・インターネット上の様々な人権侵害や偏見、差別について、児童生徒が被害者にも加害者にも傍観者にもならないことをめざした情報モラル教育の推進

○人権教育推進体制の充実

- ・あらゆる教育活動において「人権教育基本方針」、「人権教育推進プラン」に基づき、文部科学省が策定した「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」（平成20年3月）を活用した、計画的・総合的な人権教育の推進
- ・学校の人権教育の方針に基づく全体計画、年間指導計画の作成及びPDCAサイクルの充実
- ・一人ひとりの人権が尊重された学校づくりと、いじめ、虐待、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の防止に向けたすべての教職員の意識の高揚のための研修及び関係機関との連携
- ・関係研究会と連携した人権教育に関する研究の充実と学校間・異校種間の連携の推進

○学校・家庭・地域の連携による人権教育の充実

- ・PTA活動における人権学習の推進と学習機会の充実
- ・家庭や地域との連携の推進
- ・地域の人材の活用

③支援教育

○「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進

- ・インクルーシブ教育システムの理念をふまえた取組と「ともに学び、ともに育つ」観点からの学校づくりの推進
- ・すべての児童生徒、教職員、保護者、地域に対する支援教育への理解啓発の推進
- ・障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供するための、連続性のある多様な学びの場の充実
- ・個に応じた指導と集団における指導をバランスよく行うことによる、障がいのある子どもの学びの充実
- ・「ともに学び、ともに育つ」を基本とした交流及び共同学習の充実と相互理解の推進
- ・ユニバーサルデザインの観点を取り入れた「授業づくり」と自尊感情や自己有用感を高める「集団づくり」の推進

○支援教育推進体制の充実

- ・校内支援委員会における児童生徒一人ひとりの実態把握と教育的ニーズをふまえた適切な支援内容の検討
- ・障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供するための、連続性のある多様な学びの場の充実
- ・通級による指導における学びを通常の学級をはじめあらゆる教育活動の場において発揮するための、通級指導担当と担任の連携をはじめとする校内における支援体制の充実
- ・交流及び共同学習の実施における合理的配慮の検討と提供、教育課程上の位置づけや児童生徒の指導目標の明確化と適切な評価の実施、組織的な指導体制の構築の推進とその観点を踏まえた教室配置等教育環境の整備
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒が安全・安心に学校生活を送るための看護師の配置と医療的ケア実施体制の構築
- ・障がいのある児童生徒や医療的ケアの必要な児童生徒への適切な指導や必要な支援等に対応するための研修の充実及び教職員の資質向上
- ・保・幼・こ・小・中と支援学校との連携と交流の推進
- ・支援学校のセンター的機能を活用した地域支援ネットワークの充実
- ・「熊取町子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」をはじめとする関係機関との連携による0歳から18歳までの切れ目ない支援体制の充実
- ・障がいのある生徒の校内進路指導体制の充実

○一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援の充実

- ・一人ひとりの教育的ニーズに対応した「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」（きずなシート）の計画的、組織的な作成と活用を通したきめ細かな指導並びに定期的な評価・点検・見直しによる内容の充実及び、教職員間での共有の推進
- ・支援学級在籍児童生徒の障がいの状況や心身の発達等を考慮の上、必要に応じて各教科の目標や内容を下学年の教科や目標に替えたり、知的障がい支援学校の各教科の内容に替えたりするなど、実態に応じた特別的教育課程の編成並びに自立活動の指導の充実
- ・合理的配慮の観点を踏まえた障がいのある児童生徒に対する適切な指導、必要な支援及び環境整備等の実施
- ・通級指導教室における特別的教育課程に基づいた指導・支援の充実及び通常の学級との連携の推進
- ・本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学相談・支援の充実

④健康教育

○運動に親しむ態度の育成と体力づくりの推進

- ・学校全体で生涯にわたって運動に親しむ習慣を身につけるため、運動の楽しさやすばらしさを体験させる活動の充実
- ・児童生徒が自らの体を動かすことのできる機会の拡充とその能力や態度の育成
- ・すべての児童生徒の体力状況を正確に把握・分析するとともに、その結果を踏まえて、学校全体での授業の工夫・改善

- 各校において作成された「体力づくり推進計画」をもとにPDCAサイクルに基づく体力向上の取組みの実践
- 地域人材や関係団体との協働による多様な運動機会の工夫と活用

○心身両面にわたる健康を保持増進できる実践力の育成

- 家庭と十分連携して、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養や睡眠といった「健康の3原則」の理念を徹底し、児童生徒が自ら健康を保持増進していくことのできる実践力の育成
- 関係諸機関と連携した喫煙、飲酒、薬物乱用防止教室等の実施と保護者への啓発
- 思春期における自分らしさの形成やストレスへの対処など、健康に関する指導の充実及び相談体制の確立
- 性の多様性と発達段階を踏まえた性に関する指導の実施
- 教育活動全体を通して安全・衛生管理に関する指導の徹底と適切な対応が行える体制の整備
- インフルエンザ等の感染症や熱中症等を予防するための指導の徹底と適切な対応及び正しい知識の習得をめざした学習指導の充実
- 「熊取町部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月）に基づく部活動の実施
- 部活動の地域移行の検討

○「食」に関する指導の充実

- 「食に関する指導の手引き」を参考にした「食に関する指導の全体計画」の作成
- 食に関する指導を推進するための校内体制の充実
- 学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実及び児童生徒の実態に合った指導をめざした工夫改善
- 学校、家庭、地域、関係機関が連携した望ましい食習慣、食物を大事にする心等の育成
- 食物アレルギー対応及び衛生管理の徹底

（３）社会の一員としての自覚と規範意識の醸成

①生徒指導

○「すべての児童生徒の主体的な成長を支える指導」の推進

- ・すべての児童生徒を対象としたコミュニケーション力、他者理解力、人間関係形成力、目標達成力等の社会的資質・能力の育成をめざした取組の推進
- ・教職員の連携と協働による組織的かつ機能的な生徒指導体制の充実
- ・社会生活を営む上での倫理観や規範意識などを確実に身につけさせるための全校的な生徒指導体制の確立

○いじめ・不登校・問題行動などへの積極的な対応

- ・子どもの不安や悩みを受け止める校内教育相談体制の充実と個に応じたきめ細かな指導の充実
- ・保・幼・こ・小・中連携によるいじめ、不登校や問題行動などの未然防止の取組みの充実と早期発見・早期対応の体制づくり
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や福祉・医療機関・警察等の関係機関、地域人材等を活用したチーム支援の充実
- ・不登校児童生徒の状況等を多面的に見立てたうえで、学校内外（校内教育支援センターや教育支援センター等）において、児童生徒に合った支援の推進
- ・学校に行きづらい児童生徒への学習支援、健康状態や気持ちの変化の確認等のための１人１台端末の活用
- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨に則り、いじめを絶対に許さない学校づくりといじめを発見した際に、確実に解決できる体制づくり
- ・「熊取町いじめ防止基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づいた取組みの推進
- ・障がいのある児童生徒、外国にルーツのある児童生徒、性的マイノリティ等に係る児童生徒等に対して、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する組織的な指導体制づくり

○人権教育・道徳教育と関連した生徒指導の推進

- ・あらゆる教育活動を通して、児童生徒一人ひとりの生命の大切さや善悪の判断など人間としての基本的な倫理観や規範意識、人権感覚の育成
- ・携帯電話、スマートフォン等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）にかかわるいじめや性犯罪などの未然防止と対応
- ・携帯電話、スマートフォン等の使用についての家庭におけるルールづくりなどの保護者への啓発や被害・加害から児童生徒等を守るための支援体制の確立

○虐待の早期発見と迅速な対応

- ・「熊取町子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」による虐待への迅速な対応とケース会議の充実

- ・福祉部局や地域と連携した日常的な児童生徒の実態把握と、虐待若しくはその疑いがある場合に即応できる体制の充実
- ・虐待やヤングケアラーについて、教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、本人や家庭にそった適切な支援
- ・子どもや保護者との信頼関係の構築

②進路指導

○望ましい勤労観、職業観を育む教育の充実

- ・一人ひとりの児童生徒が、持続可能な社会の創り手となることができるよう、実社会とのつながりを意識したキャリア教育の推進
- ・児童生徒が目標をもち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、主体的に進路を選択し、決定する能力・態度の育成
- ・就学前から中学校の進路指導までの連続性を意識した中学校区のキャリア教育全体指導計画におけるPDCAサイクルの充実
- ・「キャリア・パスポート」（児童生徒が自分の成長や自己評価するための振り返り活動）の有効な活用
- ・成就感や達成感、自己有用感の獲得と自己理解の深化をめざした取組みの充実と指導方法の工夫・改善の推進

○校種間連携の推進

- ・クラブ訪問、授業体験等を通じた小中学校連携の在り方の工夫・改善の推進
- ・学校行事の交流など、幼児・児童・生徒がともに取り組む場の工夫・改善の推進

○進路指導体制の充実

- ・主体的かつ多様なニーズに応じた幅広い進路選択のための情報・資料の提供
- ・配慮を要する生徒へのより丁寧な進路指導、及び高等学校等や関係機関との連携
- ・進路等に関する書類の作成における、教職員の緊密な連携及び適正な事務処理の実施
- ・奨学金制度の趣旨と役割、内容の周知等、積極的な進路選択支援の充実

（４）教職員の資質能力の向上

○研修の充実

- ・社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質・能力等と子どもとともに歩むファシリテーターとしての側面を合わせ持った教職員の育成を目的とした組織的・計画的な研修の実施
- ・課題に応じた研修を実施し、「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成
- ・人権感覚を高め、人権問題を正しく理解し、差別を許さない姿勢を身に付けるための人権研修の充実
- ・すべての教職員のＩＣＴ活用指導力の向上をめざした研修の推進
- ・学習指導要領の趣旨、各学校の課題等を踏まえた校内研修の推進
- ・互いに資質・能力を高めあう職場環境づくりの推進
- ・中学校区における校種を越えた研究授業の参観・交流などの実施
- ・学力向上及び校内研究担当者連絡会等の各担当者会の定期的な開催

○初任者・中堅教員の資質・能力の向上

- ・「大阪府教員等研修計画」や「初任者等育成プログラム」を踏まえた教職経験年数の少ない教員の組織的・継続的な育成
- ・初任者研修の充実
- ・中堅教諭等資質向上研修の充実
- ・中堅教員研修の充実
- ・首席や指導教諭などを中心とした日常的なＯＪＴ（On-the-Job Training）の推進による教職員全体の指導力向上
- ・大阪府教育委員会と連携した授業改善のための研修の実施
- ・初任者指導教員連絡会の開催

○教職員の評価・育成システムの活用

- ・教職員の評価・育成システムの円滑な実施による教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化
- ・「指導力が不十分である」と考えられる教諭などの的確な状況把握と実効性のある研修の実施
- ・大阪府教育委員会と連携した指導改善研修の実施

○住民の信頼に応えることのできる教職員の育成

- ・住民の信頼に応えることのできる学校づくりのため、教職員の遵法意識や人権意識の向上に向けた研修の充実
- ・職場におけるハラスメント防止に向けた研修の実施と校内相談体制の整備・充実
- ・不祥事防止に向けた研修の充実

（５）学校運営体制の充実と開かれた学校づくりの推進

○学校運営体制の充実

- ・全教職員の参画による学校運営体制の充実
- ・学校教育自己診断の実施と活用
- ・開かれた学校づくりの推進と学校運営の透明性の確保
- ・首席、指導教諭の有効な活用と将来を見据えたミドルリーダーの育成

○学校の働き方改革の推進

- ・給特法指針に基づく時間外在校等時間の把握徹底と業務改善方針や計画の策定
- ・長時間勤務教職員に対する産業医による面接指導の実施
- ・ストレスチェックの実施等による健康管理
- ・部活動指導員や教員業務支援員などの外部人材の配置による教員の負担軽減
- ・全校一斉退庁日の設定のほか、各種システムの導入・改修や、学校・保護者間の連絡手段のデジタル化など既存の制度や仕組みの一層の改善
- ・学校 ICT を積極的に活用した業務の効率化
- ・留守番電話設定時間の前倒し及び留守番電話のタイマーでの自動化（自動音声応答装置設置）による勤務時間外の教職員の負担軽減
- ・統合型校務支援システムの出退勤機能の追加による教職員の勤務時間の見える化
- ・労働基準法第36条に基づく協定の締結及び労働安全衛生体制の充実

○教職員の服務規律の確保

- ・教育公務員としての自覚の高揚（法令等の遵守）
- ・住民の負託に応える職務の遂行
- ・信用失墜行為の禁止（綱紀粛正の徹底）
- ・児童生徒に対する性暴力、体罰およびセクシュアル・ハラスメントの防止・根絶
- ・職場におけるハラスメントの防止・根絶
- ・教職員の服務に関する資料や過去事例を活用した研修の実施と理解の推進

○教育情報の管理・保持の徹底

- ・公文書の適切な管理と個人情報の保護に向けた組織的な取組みの徹底
- ・電子情報の特質に応じた適切な情報管理体制の確立と管理責任の明確化

○家庭や地域との連携の推進

- ・学校における特色ある教育活動の情報発信
- ・学校運営協議会設置校の取組を参照した地域とともにある学校運営体制のさらなる充実
- ・学校協議会あるいは学校運営協議会の開催、「学校教育自己診断」などを通じた保護者や地域住民などの意向の把握及びその活用
- ・「学校協議会」あるいは「学校運営協議会」や「学校教育自己診断」などの情報の公開の推進
- ・「くまとり地域教育協議会」の連絡会や中学校区別地域教育協議会の活動の推進と家庭・地域・学校の協働による教育力の向上

（6）児童生徒の安全確保

○危機管理体制の充実

- ・「学校における危機管理マニュアル（改訂版 平成30年3月）」及び各学校で策定された危機管理マニュアルに基づく教職員の連絡・配備体制の徹底
- ・小学校区へのスクールガード・リーダーの配置、ＩＣタグを利用した登下校管理システム及び校門モニターの活用による危機管理体制の充実
- ・小中学校における一斉メール配信システムの活用
- ・「熊取町通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全確保

○安全教育の充実

- ・学校内外における児童生徒の安全確保及び学校安全推進体制の充実
- ・家庭、地域、関係諸機関、ボランティア等との連携による安全確保の充実
- ・児童生徒が日常生活全般の様々な危険に対して、主体的に適切な判断と行動ができる能力の育成
- ・交通安全指導の推進及び防犯指導の充実
- ・自らの命を守り抜くための防災教育の充実及び不審者侵入に対する避難訓練の実施
- ・学校体育活動中における事故防止のための指導計画見直し及び指導の徹底

（７）教育の環境や条件の整備

○学校施設の計画的な整備・改修

- ・中央・西小学校の校舎を増築（賃貸借契約方式）
- ・北小学校の屋内運動場空調設備 整備工事
- ・西・北小学校の屋内運動場空調設備 整備工事 監理委託
- ・熊取・熊取北・熊取南中学校の屋内運動場空調設備 整備工事 設計業務
- ・中央・南・北小学校のLED 照明設置業務 実施設計委託
- ・北小学校の校門・電子錠 改修工事 設計業務

○教育の環境や条件の整備

- ・健康観察アプリによる保護者からの出欠席等の連絡、学校からのメール配信、アンケート実施等、デジタル化の推進
- ・学校ＩＣＴの計画的な推進

○児童生徒の学習環境の整備

- ・デジタル教科書利用に伴う環境整備及び授業での活用推進
- ・授業等でICTを活用したサポートを行うためのICT支援員の配置とGIGAスクール運営支援センターによるサポート体制の確保
- ・ネットワークアセスメント結果及び校務系・学習系ネットワーク統合化を見据えた最適なネットワーク環境整備の検討

○学校給食の充実

- ・安全・安心でおいしい給食を安定して提供するため、栄養士の配置、衛生管理、物資調達等の推進体制の維持
- ・府費負担学校栄養士の配置に併せて、町費負担学校栄養士を適宜配置し、一人当たり2校をカバーできる体制の確保
- ・計画的な給食備品の更新
- ・生ごみ処理機（全小学校）の継続稼働による生ごみの減量化・堆肥化の促進、学級菜園での活用
- ・献立作成システム（削除）による献立作成業務の省力化

○教育の機会均等の確保

- ・経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助費を支給することによる教育の機会均等の確保。

2 社会教育の取組内容

(1) 生涯学習の推進

○学習機会の提供

- ・学習活動に関する情報の収集と適切な保存管理
- ・庁内連携による学習活動に関する情報の集約
- ・ホームページやSNSなどICTを活用した世代や実情に応じた情報発信
- ・社会的課題や多様化する住民ニーズに応じた幅広い世代に向けた講座の実施
- ・町内大学や民間企業と連携した講座運営の実施
- ・社会状況等の背景をテーマに反映した講座の実施や庁内関係部局と連携した人権学習の機会の確保

○学習環境の整備

- ・オンラインやオンデマンドなどICTを活用した学習環境の整備
- ・学習活動の場としての社会教育施設をはじめとしたさまざまな施設の利用促進
- ・町内大学等との連携協力による学習活動機会の充実

○自主活動の支援

- ・住民のスキルやノウハウを活かした協働事業の効率的な展開
- ・効果的な情報発信による「くまとり人材バンク制度」の利用促進
- ・住民団体の活動情報の発信等を通じた団体活動の活性化及び担い手の育成
- ・社会教育関係団体への指導・助言による自主性を尊重した団体の活動支援

○地域連携の推進

- ・青少年健全育成に関わる団体等の連携・交流の機会づくり
- ・住民団体や庁内関係部局と連携した子どもの安全・安心な居場所づくり
- ・学校・家庭・地域の連携強化による教育コミュニティづくりのさらなる充実と発展

○推進体制の整備

- ・庁内関係部局との連携を通じた子ども・高齢者・障がい者へのさまざまな学習活動の推進
- ・多様な住民ニーズに対応できる職員の知識取得や専門性の向上
- ・「生涯学習推進計画」に基づいた事業、施策の実施とその成果、進捗状況の評価、確認

（２）文化・芸術の振興と充実

○学習機会の提供

- ・文化・芸術に関する情報の収集と地域の文化財の調査・収集
- ・庁内関係部局との連携による学習活動に関する情報の集約
- ・ＩＣＴを活用した地域資料のデジタルアーカイブ化の推進
- ・さまざまな文化・芸術活動の積極的な情報発信
- ・郷土の歴史や文化に関する企画展等の開催など多様な学習機会の提供
- ・小中学校における地域の歴史資料等の活用

○学習環境の整備

- ・「社会教育施設等個別施設計画」に基づく適切な維持管理
- ・学習活動の場としての社会教育施設をはじめとするさまざまな施設の利用促進
- ・かむかむプラザ（公民館）やキターネホール（文化ホール）の利用促進
- ・文化・芸術活動の発表機会の充実やきっかけづくりとなる文化芸術公演等の実施による文化・芸術の振興
- ・「熊取町文化財保存活用地域計画」の作成に向けた取組み
- ・指定文化財の活用及び計画的な維持修繕

○自主活動の支援

- ・住民団体等との協働による多様な文化事業の実施
- ・発表・活動機会の充実を通じた活動団体の育成と自主活動の支援
- ・住民団体の活動情報の発信等を通じた団体活動の活性化及び担い手の育成
- ・新たな文化活動団体への活動支援等による文化芸術活動の振興
- ・「くまとりアーティストバンク」登録者の活躍の場づくり及び地域での活用促進

○地域連携の推進

- ・町内大学の特色やノウハウを活かした連携によるイベント等の開催
- ・中学校部活動の地域移行を見据えた指導者確保に向けた取組みの推進
- ・本町の実情を踏まえた新たな地域クラブ活動の在り方の検討
- ・葛城修験日本遺産活用推進協議会との連携によるイベント・講演会等の開催

○推進体制の整備

- ・多様な住民ニーズに対応できる職員の知識取得や専門性の向上
- ・生涯学習推進計画に基づいた事業、施策の実施とその成果、進捗状況の評価、確認

（３）生涯スポーツの推進

○学習機会の提供

- ・学習活動に関する情報の収集と適切な保存管理
- ・庁内関係部局との連携による学習活動に関する情報の集約
- ・ＩＣＴを活用した情報発信
- ・スポーツ教室・イベント等の情報発信
- ・観るスポーツとして大規模大会等の誘致
- ・誰もが参加、楽しめる「スポーツフェスティバル」など、スポーツイベントの開催
- ・生涯スポーツのきっかけづくり及び健康寿命を延ばす取組み

○学習環境の整備

- ・「社会教育施設等個別施設計画」に基づく適切な維持管理
- ・令和８年度から１２年度までの５か年の次期指定管理者の選定
- ・総合体育館の非構造部材の耐震化を含む大規模改修工事の実施
- ・学習活動の場としての社会教育施設をはじめとするさまざまな施設の利用促進
- ・学校体育館の空調整備に伴う一般開放の空調使用料の徴収
- ・スポーツ施設の活用

○自主活動の支援

- ・住民との協働による事業の実施
- ・効果的な情報発信による「スポーツリーダーバンク」の利用促進
- ・住民活動を活性化するための支援
- ・スポーツコミッションとの連携・協力及びスポーツ関係団体の支援・育成

○地域連携の推進

- ・町内大学の特色やノウハウを活かした連携によるイベント等の開催
- ・スポーツを通じた地域交流・まちづくりの推進
- ・部活動指導者養成講座の受講費助成や、地域クラブによる体験教室の実施などの地域の部活動の受け皿づくりの推進
- ・本町の実情を踏まえた新たな地域クラブ活動の在り方の検討

○推進体制の整備

- ・多様な住民ニーズに対応できる職員の知識取得や専門性の向上
- ・生涯学習推進計画に基づいた事業、施策の実施とその成果、進捗状況の評価、確認

（４）図書館サービスの充実

○学習機会の提供

- ・新鮮な資料や地域の資料など幅広い情報の収集・整理
- ・雑誌オーナー制度の実施
- ・庁内関係部局との連携による学習活動に関する情報の集約
- ・ＩＣＴを活用した環境の整備
- ・地域資料のデジタルアーカイブ化の実施
- ・図書館の蔵書やサービス等に関する世代や実情に応じた情報発信

○学習環境の整備

- ・「社会教育施設等個別施設計画」に基づく適切な維持管理
- ・大規模改修に係る設計の実施
- ・居心地の良い場所づくり
- ・読書活動の支援
- ・電子図書館の利用促進
- ・アクセシブルライブラリー等の利用促進や障がい等に応じたサービスの実施
- ・シニア層向けサービスの実施
- ・レファレンスサービスの向上
- ・町内大学との連携による読書活動や学習活動機会の充実

○子どもの読書環境の整備

- ・「熊取町第４次子ども読書活動推進計画」（令和４年度～８年度）に基づく読書活動の推進及び次期計画策定に向けた取組みの実施
- ・子ども及び子育て世代層を対象とした読書推進事業の実施
- ・児童生徒１人１台学習用端末での電子書籍の活用を検討

○自主活動の支援

- ・住民の知的関心に応える協働事業の実施
- ・ボランティア活動の支援と促進
- ・会議室・ホールの一般利用を継続し、住民の文化・芸術活動活性化につながる取組みや自主的な活動への支援
- ・図書館の資料等を活用した学びの場づくり

○地域連携の推進

- ・住民団体・関係機関との協働による事業の実施とネットワークづくり

○推進体制の整備

- ・庁内関係部局との連携強化による図書館資料を活用した情報発信及び事業の実施
- ・司書の専門性向上を図るため研修機会の充実
- ・図書館協議会の活用

- ・生涯学習推進計画に基づいた事業、施策の実施とその成果、進捗状況の評価、確認